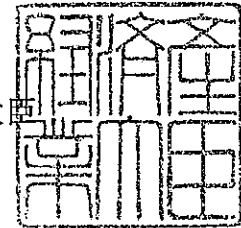


経済産業省

平成21・03・24原第25号
平成22年11月26日

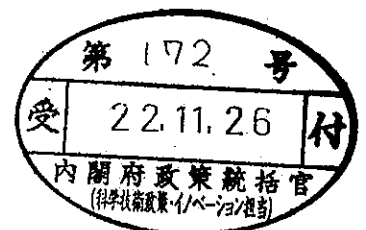
原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 岡崎 俊雄から、平成21年3月24日付け20原機（峠）390（平成21年7月13日付け21原機（峠）139、平成22年5月7日付け22原機（安）023及び平成22年10月21日付け22原機（安）062をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る変更内容について

本申請に係る変更内容は、DOP-1カスケード設備等の内部に付着している滞留ウランを除去するため、加工の方法にDOP-1カスケード設備の滞留ウランの回収を追加するとともに、加工設備に滞留ウラン除去設備及びDOP-2カスケード設備の一部を追加するものである。また合わせて記載の適正化・明確化等を行うものである。

2. 許可の基準への適合について

(1) 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は滞留ウラン除去設備等を加工施設として追加し、滞留ウランの回収・保管を行うものであり、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力に変更はない。

(2) 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する資金は、運営費交付金により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあることから、本申請の変更を的確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。